

政府調達協定に係る 基準額(邦貨換算額)の 変更に伴う対応について

令和6年1月



邦貨換算額の変更に伴う対応について



令和6年1月25日付け財務省告示第24号などにより令和6年4月1日より適用となる、政府調達協定に係る基準額(邦貨換算額)(以下「新たな邦貨換算額」)が告示されています。
西日本高速道路(株)では、**令和6年3月31日までに公告、指名通知又は見積方通知**(以下、「公告等」)**を行う調達契約**については、令和4年2月14日付け外務省告示第67号に規定する邦貨換算額(以下「**現行の邦貨換算額**」)**に基づき手続きを行います**のでお知らせします。

現行の邦貨換算額

令和6年3月31日までに公告等を行う調達契約に適用

区分	政府関係機関 (独法以外)
工事	1,500万SDR
	22億8,000万円
建設技術サービス (設計・コンサル)	45万SDR
	6,800万円
物品 その他の特定役務	10万SDR
	1,500万円

新たな邦貨換算額

令和6年4月1日以降に公告等を行う調達契約に適用

区分	政府関係機関 (独法以外)
工事	1,500万SDR
	27億2,000万円
建設技術サービス (設計・コンサル)	45万SDR
	8,100万円
物品 その他の特定役務	10万SDR
	1,800万円